平成２７年（フ）第９２号
長野県松本市石芝３丁目２番20号　レジデンス畔上301号室
債務者　大田　美加
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１５号
長野県茅野市中大塩23番地63　メイコーヒルズＤ203号
債務者　髙山　雅史
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第７８号
松江市東朝日町160番地２　宮の沖アパート105、前住所松江市東出雲町意宇南６丁目４番地６　ネオヴィエント102号
債務者　楫　　進
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０号
高知県高岡郡越知町越知甲2508番地ミリオンハイム203
債務者　大原　吉博
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第４４号
福岡県飯塚市上三緒400番地15
債務者　吉田　昭勝
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１３３号
宮崎市大橋２丁目55番地１　アートビル551―103号
債務者　林　　憲治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川大宮２丁目２番22号
債務者　佐々木清美
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
金沢市泉本町４丁目20番地１　悠悠泉本町、従前の住所金沢市神野町東130番地、従前々の住所金沢市八日市１丁目626番地２
債務者　桝本　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第９８号
福井県鯖江市つつじケ丘町４番４号
債務者　酒井　　渉
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
福井県勝山市北郷町檜曽谷第８号３番地１
債務者　井中加寿恵
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
兵庫県淡路市中田2945番地　コーポ東原201号
債務者　古川　久展
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３８９号
和歌山県岩出市大町156番地の１　202号
債務者　神谷ゆかり
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
和歌山市湊583番地の14
債務者　山本　武司
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
和歌山県有田郡有田川町庄36―３　ソレイユアビタシオン205号、住民票上の住所和歌山県海南市日方341番地
債務者　中山　智博
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９号
和歌山市弘西643番地の16
債務者　長里　賢二
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６号
和歌山県岩出市溝川251番地　109号
債務者　中野　和巳
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号
和歌山県岩出市山503番地の１　Ⅱ―202号
債務者　黒澤　　寛
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係